

※ 着色セルは入力不要(自動計算)

(表1) 就労支援事業別事業活動明細書

就労支援事業の年間売上高が5,000万円を超える事業所

✓ 就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であるが、製造業務と販売業務に係る費用を区分している事業所

事業所名 杜の家ファーム

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(金額単位:円)

勘定科目		合計	農作業受託	
収益	就労支援事業収益	20,172,866	20,172,866	
		0	0	
	就労支援事業活動収益 計	20,172,866	20,172,866	0
費用	就労支援事業販売原価	18,954,508	18,954,508	0
	期首製品(商品)棚卸高	0	0	
	当期就労支援事業製造原価	18,954,508	18,954,508	
	当期就労支援事業仕入高	0	0	
		0	0	
	合計	18,954,508	18,954,508	0
	期末製品(商品)棚卸高	0	0	
	差引	18,954,508	18,954,508	0
	就労支援事業販管費	0	0	
	就労支援事業活動費用 計	18,954,508	18,954,508	0
	就労支援事業活動増減差額	1,218,358	1,218,358	0

※ 「当期就労支援事業製造原価」には、(表2)の当期就労支援事業製造原価明細書の数値を記載

※ 「就労支援事業販管費」には、(表3)の就労支援事業販管費明細書の数値を記載

※ 多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別毎に区分することが困難な場合は、作業種別毎の区分を省略しても可

※ 製品(商品)を仕入れて販売しない(製品等の棚卸管理を行わない)事業所については、期首・期末棚卸高、仕入高への計上は不要

※ 着色セルは入力不要(自動計算)

(表2)就労支援事業製造原価明細書

就労支援事業の年間売上高が5,000万円を超える事業所

✓ 就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であるが、製造業務と販売業務に係る費用を区分している事業所

事業所名 杜の家ファーム

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

(金額単位:円)

勘定科目	合計	農作業受託	
I 材料費			
1. 期首材料棚卸高	0		
2. 当期材料仕入高	159,739	159,739	
計	159,739	159,739	0
3. 期末材料棚卸高	0		
当期材料費	159,739	159,739	0
II 労務費			
1. 利用者賃金	16,855,856	16,855,856	
2. 利用者工賃	0		
3. 就労支援事業指導員等給与 ※	0		
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入 ※	0		
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用 ※	0		
6. 法定福利費	0		
当期労務費	16,855,856	16,855,856	0
III 外注加工費	0		
(うち内部外注加工費)	(0)		
当期外注加工費	0	0	0
IV 経費			
1. 水道光熱費	552,751	552,751	
2. 備品消耗費	70,194	70,194	
3. 車両費	973,281	973,281	
4. 減価償却費	342,687	342,687	
	0		
	0		
	0		
	0		
	0		
	0		
	0		
	0		
	0		
	0		
当期経費	1,938,913	1,938,913	0
当期就労支援事業製造総費用	18,954,508	18,954,508	0
期首仕掛品棚卸高	0		
合計	18,954,508	18,954,508	0
期末仕掛品棚卸高	0		
当期就労支援事業製造原価	18,954,508	18,954,508	0

※ 「就労支援事業指導員等」は、指定基準を超えて専ら就労支援事業に従事するものとして雇用している従業員で、公費(訓練等給付費)で評価されている職員は、「福祉事業会計」で処理する。

※ 必要に応じて、勘定科目を追加のこと

※ 着色セルは入力不要(自動計算)

(表3)就労支援事業販管費明細書

就労支援事業の年間売上高が5,000万円を超える事業所

✓ 就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であるが、製造業務と販売業務に係る費用を区分している事業所

事業所名

杜の家ファーム

自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日

(金額単位:円)

勘定科目	合計	農作業受託	請負作業
1. 利用者賃金			
2. 利用者工賃			
3. 就労支援事業指導員等給与 ※			
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入 ※			
5. 就労支援事業指導員等退職給付費用 ※			
6. 法定福利費			
7. 福利厚生費			
8. 通信運搬費			
9. 水道光熱費			
10. 旅費交通費			
11. 接待交際費			
12. 備品消耗品費			
13. 地代家賃			
14. 車両費			
15. 支払保険料			
16. 諸会費			
17. リース料			
18. 支払利息			
19. 手数料			
20. 間接食材費材料費			
就労支援事業販管費			

※ 「就労支援事業指導員等」は、指定基準を超えて専ら就労支援事業に従事するものとして雇用している従業員で、公費(訓練等給付費)で評価されている職員は、「福祉事業会計」で処理する。

※ 必要に応じて、勘定科目を追加のこと